

建設環境委員会

令和3年12月14日（火）

午前9時57分～午前10時43分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 姉川建設部長
- ・環境部 森環境部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、審査日程に基づき付託議案の審査に入りますので、建設部以外の職員は退席されて結構です。

◎関係職員以外退席

○永渕委員長

それでは、建設部に関する議案の審査を行います。

第114号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第114号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

法改正による改正ということだったんですが、1ページの2の(1)の現行から改正後になっているところで、2号、3号が市での審査に変更とかになっておりますけれども、こう

いったものが市での審査に変更ということになれば、佐賀市の職員が審査に直接携わるのか、それともどこかに委託で回すのか、もし市で直接やるとなった場合の市の職員の負担とかがどういうふうになるのかというのが1点と、それと、手数料がこれだけ、この1ページの一番下のところなんですけど、かなり上がるというイメージがあるんですけども、このことによって佐賀市全体のこれまでの手数料の収入がどういう形になるのかをお示してください。

○柿原建築指導課長

人事的な話というのはちょっとあれなんですけれども、私どものほうでは一応、事務が回るものというふうに考えております。現在も再チェックというのは、事前のですね、現行の状態においてもチェックを行っておりますので、それがより深くなるというふうに考えております。

ただ、手数料の増額に関しては、手数料に与える影響に関しては、9,000円が1万8,000円と倍になるので、現在の倍ぐらいになるということで、年間、大体320件ほどありますので、9,000円掛けるの300件、250万円程度がアップするというふうに考えております。以上になります。

○永渕委員長

先ほどの職員の負担についてのところは少し聞き取りづらかったんですけど、再度説明を求めてよろしいですか。

○柿原建築指導課長

現行においてもチェックを行っておりますので、再チェックということで、ちょっと深めなチェックというのが必要になっておりますけれども、大きな負担はないものと考えております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、続きまして、第124号及び第125号議案について、執行部から説明を求めます。第124号、第125号、両方説明をお願いいたします。

◎第124号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第125号議案 市道路線の認定について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、続きまして、第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第10号)中、第1条(第1表)、歳出第8款及び第3条(第3表)8款、こちらまで御説

明を求めます。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第10号）中、第1条（第1表）、歳出第8款及び第3条（第3表）8款 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山田委員

ただいまの資料の6ページ、繰越明許費の件ですけど、認定こども園アクセス道整備事業、これがちょっと遅れているということですが、これは本庄幼稚園のことだと思いますけれども、このことによって、この認定こども園の開園に及ぼす影響というのはありますか。

○嘉村道路整備課長

現在、先ほども繰越し理由に申し上げましたとおり、この認定こども園へのアクセス道路の拡幅を建設部のほうでやらせていただいております。拡幅部分の用地につきまして、対象地権者のほうと立会い等も含めて行っている最中でありまして、再度その相続関係を含めて、今、相手の方と協議ができるような状態にはなっておりますので、こども園の令和6年4月オープンですかね、その部分に影響がないように、今後事業進捗を図っていきたいというふうに思っております。以上であります。

○山田委員

認定こども園の開園がずれたりすると子育て支援にとって非常に大変なことになるので、開園が遅れないようにしっかりと進めていただきたいと、これは要望でございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

○川原田委員

先ほどと同じ資料、繰越明許費のところなんですけれども、直接的に金額とかなんとかに関係ないんですが、大財町北島線道路整備事業、今順調に進んでおりますけれども、ちょっと近隣の住民から御指摘がございまして、あそこは私は今のやり方に非常に賛成なんですけれども、歩道上は狭いということで、多分イチョウの木を全部伐採されていますよね。イチョウの木、もう撤去されていますよね。

それはそれでいいんですが、どういう理由で撤去されるんですかと私のところに問合せがあったもんですから。住民の方が納得できるような答えを持っていかなきゃいけませんので、理由を。私は多分、歩道が狭いから危ないからかなというふうには思っているんですけど、勝手にこっちで言うわけいかんもんですから、よかったらその辺教えていただければ。

○嘉村道路整備課長

本路線につきましては、工事に伴って、現況のイチョウの木を一時的には撤去しておりますけど、今回、間隔を前よりちょっと間引きさせていただいて、一定程度の植栽はやっております。

それで、その樹種の問題とかイチョウの植栽のある程度間隔的な位置的なものというのは、これまで本路線の整備をするに当たって関係者、学校なり地元自治会含めて、いろんな協議の中で配置の問題であったり、樹種の問題というのは決定した経緯がございますので、全てなくなるんじゃないくて、一定程度、前よりか本数は少しは減りますが、それも含めて協議の上で、今回の整備計画がなされているということになります。

○川原田議員

そしたら、今は一時的に全部撤去しているけど、またその間隔を考えながら植栽していくということですね。

○嘉村道路整備課長

そのとおりです。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、建設部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、環境部に関する議案の審査に入ります。

第109号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第109号議案 令和3年度一般会計補正予算(第10号) 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

今の表の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物収集の債務負担なんですけど、債務負担しなければいけない理由というのは理解しておりますけれども、その期間が、可燃ごみが令和4年まで、それと、不燃ごみが令和6年までとか、ごみの質によって違ってきますよね。この理由は何なんですか。

○中村循環型社会推進課長

全部合わせてしまうと、3年に1度契約事務が集中しますので、1年ずつ長期契約の委託期間をずらして、契約事務の事務等をずらして集中しないようにということで考えております。

来年度、不燃ごみの長期契約の分、3か年の契約をしますので、今年度はその準備をします。来年度は可燃ごみの長期契約の準備をします。その次はまた資源物の準備をしますということで、毎年1つずつずらすことによって、事務の簡素化はもちろんですけど、業者の方の負担も軽減させるという意味合いで、そういうふうに契約期間を1年ずつずらしております。

○森環境部長

3年に1度契約をすることになると、やっぱり職員が代わってきまして、契約事務というのは積算基礎からいろいろ事務があります。そういうこともありまして、3年に分散することで、毎年契約事務ができて、なおかつ、15くらい業者の中での委託なんですけど、全部の事務で五十幾つ契約案件があるんですけど、それを1年で判断するよりも、3年に分散することで毎年契約更新ができるということもありまして、お互い、業者も我々佐賀市の事務のほうもメリットがあるということで3年に分散して、可燃、不燃、資源という形で分けております。以上でございます。

○山口委員

そしたら、例えば具体的に、今言った3種類が、今年度はどれで、来年度がどれで、再来年度がどれかと、そういう中身を事例として挙げてもらっていいですか。

○中村循環型社会推進課長

来年度は、不燃ごみ収集の長期契約が令和4年度から令和6年度まで、その後、令和5年度からは可燃ごみの長期契約になります。可燃ごみが令和5年から令和7年まで。

○循環型社会推進課職員

来年度の令和4年度が不燃ごみの3年契約になります。入札によって1ブロックから8ブロックと、川副・東与賀地区というところで3年契約になっております。

令和5年度が可燃ごみの入札の部分で、佐賀市の地域では1ブロックから26ブロックと、あと川副1ブロック、東与賀地区となっております。

令和6年度が資源ごみ、瓶・缶の入札の分で1から9ブロックと川副・東与賀、久保田地区というふうな形になっております。以上です。

○中村循環型社会推進課長

すみません。先ほどの説明で1ブロックとか数字で言った分は、旧佐賀市内の区域になります。1ブロックから8ブロックとか数字で言ったブロックは、旧佐賀市のブロックになります。

○永渕委員長

説明をやはりもう少し簡潔にさせていただかないと御理解が、さっき言ったブロックとか言われてもというのがありますので、お気をつけいただければと思います。

それでは、ほかに御質疑ないようでしたら終了したいと思いますですが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、環境部の職員は退室されて結構です。

委員の皆様はこのままお持ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで当委員会に付託された議案の審査を終わりたいと思います。

次の委員会は明日12月15日水曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。